

重要事項説明（契約締結前）

当社がお客さまにご提供する電気の供給契約についての条件をご説明いたします。規約詳細は、当社の「電気供給約款（リンク）」にてご確認いただけます。お申込みにあたりは、この重要事項説明及び「電気供給約款」を必ずお読みいただき、同意の上お申し込みください。

なお、当社は、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に基づく書面の交付及び同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて当社のホームページに掲載しお客さまの閲覧に供する方法又は電子メールで送信する方法により、これを提供いたします

お申込みの方法

申込み方法は、ウェブサイト、Eメール、電話での受付となります。

電気供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

使用開始の予定日

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの電気供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ使用開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の使用を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との電気供給契約が成立した場合には、その使用を開始した日といたします。
- (4) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた使用開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに使用開始日を定めて電気を供給いたします。

契約電流・契約容量

他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量にのっとり、プランの設定を行います。また、転居等で新たに供給を開始する場合は、原則としてその設備の値を適用いたします。

供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧

標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルト

(2) 周波数

50 ヘルツ又は60 ヘルツ

電気料金

電気料金は、基本料金、従量料金 1（電力送電費用）、従量料金 2（電力仕入費用）、事業費用、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。詳細は、当社の「電気供給約款」をご参照ください。

1. 北海道電力エリア

・ SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	276.10 円
従量料金 1	1kWh	7.90 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除した 値につき	30 分毎の日本卸電力取引 所のスポット価格（該当エ リア）に消費税を加算した 額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB/主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	10A 又は 1kVA	221.10 円
従量料金 1	1kWh	7.90 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除した 値につき	30 分毎の日本卸電力取引 所のスポット価格（該当エ リア）に消費税を加算した 額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	618.20 円
従量料金 1	1kWh	4.22 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB・主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	370.70 円
従量料金 1	1kWh	4.22 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

2. 東北電力エリア

・ SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	226.60 円
従量料金 1	1kWh	8.58 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB/主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	10A 又は 1kVA	166.10 円
従量料金 1	1kWh	8.58 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	630.30 円
従量料金 1	1kWh	8.57 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB・主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	457.60 円
従量料金 1	1kWh	8.57 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

3. 東京電力エリア

・ SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	230.67 円
従量料金 1	1kWh	6.97 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB/主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	10A 又は 1kVA	152.24 円
従量料金 1	1kWh	6.97 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	731.97 円
従量料金 1	1kWh	4.54 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB・主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	461.14 円
従量料金 1	1kWh	4.54 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

4. 中部電力エリア

・ SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	214.50 円
従量料金 1	1kWh	7.91 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB/主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	10A 又は 1kVA	137.50 円
従量料金 1	1kWh	7.91 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	550.00 円
従量料金 1	1kWh	6.07 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB・主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	412.50 円
従量料金 1	1kWh	6.07 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

5. 北陸電力エリア

・ SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	242.00 円
従量料金 1	1kWh	6.83 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB/主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	10A 又は 1kVA	192.50 円
従量料金 1	1kWh	6.83 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	539.00 円
従量料金 1	1kWh	4.69 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB・主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	396.00 円
従量料金 1	1kWh	4.69 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

6. 関西電力エリア

・SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金 最初の6kWまで	1kW	290.40 円
6kWを超える 1kWにつき	1kW	96.80 円
従量料金 1	1kWh	7.62 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除した 値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金 最初の6kWまで	1kW	240.90 円
6kWを超える 1kWにつき	1kW	80.30 円
従量料金 1	1kWh	7.62 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除した 値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	460.90 円
従量料金 1	1kWh	4.69 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	378.40 円
従量料金 1	1kWh	4.69 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

7. 中国電力エリア

・SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金 最初の6kWまで	1kW	326.70 円
6kWを超える 1 kWにつき	1kW	108.90 円
従量料金 1	1kWh	9.09 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除した 値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金 最初の6kWまで	1kW	268.40 円
6kWを超える 1 kWにつき	1kW	89.10 円
従量料金 1	1kWh	9.09 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除した 値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	568.70 円
従量料金 1	1kWh	6.07 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	466.40 円
従量料金 1	1kWh	6.07 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

8. 四国電力エリア

・SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金 最初の6kWまで	1kW	363.00 円
6kWを超える 1 kWにつき	1kW	121.00 円
従量料金 1	1kWh	8.82 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除した 値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金 最初の6kWまで	1kW	297.00 円
6kWを超える 1 kWにつき	1kW	99.00 円
従量料金 1	1kWh	8.82 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除した 値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	554.40 円
従量料金 1	1kWh	5.97 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	454.30 円
従量料金 1	1kWh	5.97 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

9. 九州電力エリア

・ SYLA低圧プラン/従量電灯

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	227.38 円
従量料金 1	1kWh	7.87 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB/主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	10A 又は 1kVA	162.24 円
従量料金 1	1kWh	7.87 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

・ SYLA低圧プラン/低圧電力

実量契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	571.44 円
従量料金 1	1kWh	6.15 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

SB・主開閉器契約

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	379.26 円
従量料金 1	1kWh	6.15 円
従量料金 2	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除し た値につき	30 分毎の日本卸電力取 引所のスポット価格（該 当エリア） に消費税を 加算した額
事業費用	1kWh	9.90 円
再生可能エネルギー発電促進 賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

使用電力量の計量

使用電力量の計量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合を除き、一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される 30 分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。

料金の算定

料金は、契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

料金の算定期間は「1 月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

電気の供給を月の途中で開始し又は終了した場合、契約内容を変更したことにより料金に変更があった場合は日割計算を適用いたします。

工事費等

計量器及び電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、特殊事情により特に多額の費用を要する場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

お客さまに電気を供給することに関連して、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された工事費負担金その他費用相当額について、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

お支払方法

クレジットカードでのお支払いとなります。(法人契約を除く)

お客さまのご協力

(1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項

電気の供給にともない、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

(2) 需要場所への立入りによる業務の実施

電気の供給にともない、需要場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(3) 施設場所の提供

一般送配電事業者が電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を求めた場合、及び当社が電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

(4) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、又は、お客さまの設備の故障などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。

契約の期間

契約期間は、供給開始日から 1 年間といたします。

お客さま又は当社より、契約期間満了日の 30 日前までに契約終了の意思表示がない場合は、自動的に 1 年間延長いたします。

お客さまからの申し出による契約の変更・解除

(1) 契約の変更の際は、末尾記載のお問合せ先までご連絡ください。

(2) 他の小売電気事業者への切り替えにともなう解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。

(3) 契約の変更・解除にともない、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。

(1) 一般送配電事業者により接続供給が終了された場合又は一般送配電事業者により電気の供給を停止されうる行為を行った場合

(2) お客さまが、その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

(3) お客さまが、支払期日を 15 日経過しても料金その他（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務を含みます）を支払われない場合

(4) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

違約金

お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。

お客さまの個人情報の共同利用

当社は、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者及び他の小売電気事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目等の詳細は、当社ホームページ上のプライバシーポリシーをご確認ください。

環境価値

当社は、再生可能エネルギー電気特定卸契約を締結した自社所有のFIT太陽光発電所、及び非FIT太陽光発電所より電力の供給を受け、再生可能エネルギーの普及に貢献する契約種別をご提供いたします。

その他

- (1) 当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含み、他の電気供給契約の料金が支払期日を経過してなお支払われていない場合を含みます）その他によってやむをえない場合には、電気供給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。
- (2) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。
- (3) 重要事項説明に記載のない事項については、電気供給約款をご確認ください。

事業者情報

小売電気事業者 : 株式会社シーラソーラー

小売事業者登録番号 : A0236

お問合せ先 : TEL 0528-90-7004 (受付時間 : 平日9時～17時)